

「岩倉市障がい者計画（第6期）（案）」に対するご意見と市の考え方（対応一覧）

No.	意見の対象	意見の要旨	市の考え方
1	岩倉市障がい者計画（第6期）（案）	<p>社会資本総合整備計画の目標に「岩倉駅西広場並びにシンボルロードと呼ばれている市道新柳通線の歩道については既設舗装の凹凸が顕著であり、点字ブロックが未整備であるために障害者等の円滑な移動を妨げている。そのため、歩道部の段差解消や点字ブロックの設置などのバリアフリー化を進めることにより安全・快適に利用できる歩行空間整備を進めていく。」としている。</p> <p>この件に関して、進捗が見られないようだが、計画に入れないのか。</p>	<p>ご意見がありました社会資本総合整備計画は、国の社会資本整備総合交付金を活用し、事業を実施しようとするときに、地方自治体が作成する計画です。また、計画に基づく交付金については従来の個別事業ごとの補助金とは異なり、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせるものになっています。</p> <p>岩倉駅西広場並びに市道新柳通線歩道のバリアフリー化の件につきましては、平成24年度から平成28年度までの5年間で本市が作成した社会資本総合整備計画で掲げた目標であり、岩倉駅西広場の一部につきましては整備が完了しております。また、現在の社会資本総合整備計画（令和4年度から令和8年度まで）では当該目標は掲げておりません。</p> <p>しかしながら、92ページ「6 安心して暮らす～安全・安心の整備（1）ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進」中の具体的な取組「公共施設等のバリアフリー化の推進」は、その内容を「「岩倉市人にやさしい街づくり計画」の基準にしたがい、順次公共施設の整備を行っていきます。」としており、当該取組により、市全体として、「岩倉市人にやさしい街づくり計画」に基づき、必要な公共施設のバリアフリー化を推進していきたいと考えております。</p>